

広島県高等学校PTA連合会表彰内規

- 1 本会は各高校PTA会員として、とくに功績顕著な者に対して表彰委員会（会長・副会長会議）でつぎに該当する者を審議し、被表彰者を決定する。
 - ア 各校会長・校長退任のとき。
 - イ 各校副会長，監査を3年以上務め退任するとき。
 - ウ 各校の役職員を5年以上務め退任するとき。
 - エ その他表彰委員会が特に必要と認める者。
- 2 表彰は，県教育長及び県連会長表彰とし，それぞれ感謝状ならびに記念品を贈る。
- 3 表彰候補者を推薦するときは，その氏名，役職名，PTAの経歴等のほか表彰事由を記し具申するものとする。候補者2名以上の場合は順位をつける。
- 4 全国高P連表彰は本県高P連表彰者または，特に功績顕著な者のうちより推薦する。
- 5 この表彰内規は表彰の基準を示すもので，常任委員会にはかかって改正することができない。
- 6 （生徒表彰） 3月卒業見込の生徒で，表彰に値する者に，表彰状ならびに記念品を贈る。被表彰者は，1校1名（分校，課程，専攻科別）とする。